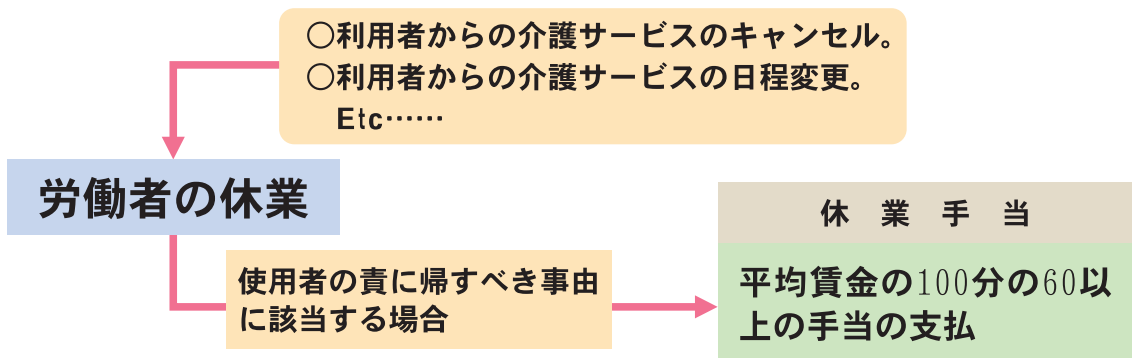


III

休業手当について

ここがポイント 通達記の2(3)

使用者の責に帰すべき事由により、訪問介護労働者を休業させた場合には、使用者は休業手当として平均賃金の100分の60以上の手当を支払わなければなりません。
(労働基準法第26条)



IV

賃金の算定について

ここがポイント 通達記の2(4)

ア 賃金を算定する場合には、訪問介護の業務に直接従事する時間のみならず、それ以外の移動時間等の労働時間も通算した時間数に応じた算定を行う必要があります。
イ 支払う賃金はいかなる場合にも最低賃金額を下回ってはなりません。
(最低賃金法第5条)

ア 賃金の算定の基となる労働時間

